

「新潟県後期高齢者医療に関する条例（仮称）」
骨子（案）について

※ この条例骨子（案）は、国の政省令公布前の、平成19年9月30日時点での案であり、今後内容が変更になることもあります。

| | |
|-----------------------------|---|
| 1. 新潟県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療 | 1 |
| 2. 保険給付関係 | 1 |
| 3. 保健事業関係 | 1 |
| 4. 保険料関係 | 1 |
| 5. 罰則 | 7 |
| 6. 経過措置 | 7 |
| 7. 施行期日 | 7 |

「新潟県後期高齢者医療に関する条例（仮称）」 骨子（案）について

1 新潟県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療

- 新潟県後期高齢者医療広域連合が行う事務
法令に定めるもののほか、後期高齢者医療の事務についてこの条例で定める。

2 保険給付関係

- 葬祭費
被保険者が死亡したとき、葬祭費を5万円支給する。
※葬祭費以外の療養の給付費、高額療養費、療養費等は「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により、現行通り行います。

3 保健事業関係

- 被保険者の健康の保持増進のために必要な保健事業を行う。

4 保険料関係

(1) 賦課額関係

- 保険料の賦課総額
 - ・2年ごとの被保険者の保険料額（賦課額）の総額（賦課総額）の計算方法を法令の基準に従い定める。
 - ・賦課総額は、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

- ・保険料収納必要額は、2年ごとに、各年度の（ア）の額から（イ）の額を控除して得た額の合算額とする。

（ア）次に掲げる後期高齢者医療に要する費用の額の合算額の見込額

- ① 療養の給付に要する費用の額から一部負担金に相当する額を控除した額
- ② 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額
- ③ 療養の給付等に関する費用に係る審査及び支払に関する事務に要する費用の額
- ④ 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- ⑤ 特別高額医療費共同事業に係る拠出金の納付に要する費用の額
- ⑥ 財政安定化基金からの借入金の償還に要する費用の額
- ⑦ 保健事業に要する費用の額
- ⑧ その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額

（イ）次に掲げる収入の額の合算額の見込額

- ① 国庫負担金（高額な医療に関する給付に要する費用に対する負担金を含む）
- ② 県負担金（同上）
- ③ 市町村負担金
- ④ 調整交付金（普通調整交付金、特別調整交付金）
- ⑤ 後期高齢者交付金（現役世代の保険料からの支援金）
- ⑥ 特別高額医療費共同事業の交付金
- ⑦ 国の補助金
- ⑧ 県及び市町村の補助金
- ⑨ その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（保険料の減額賦課に係る市町村からの納付金を除く。）

- ・予定保険料収納率は、2年ごとに、各年度に賦課すべき保険料の額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込総額の割合として法令の基準に従い算定される率とする。

- ・賦課総額は、所得割総額と被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は被保険者均等割総額に法令で定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

○保険料の賦課額

- ・被保険者の保険料額（賦課額）は所得割額と被保険者均等割額との合計額とすることを法令の基準に従い定める。
- ・賦課額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。
- ・所得割額は、所得割総額を2年ごとの、各年度の基礎控除後の総所得金額等（地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。以下同じ。）の合算額の見込額で除して得た率（所得割率）に、各年度の被保険者の基礎控除後の総所得金額等を乗じて得た額とする。
- ・所得割額の算定の際、繰越雑損失額は控除しない。
- ・所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、切り上げる。
- ・均等割額は、被保険者均等割総額を、2年ごとの、各年度の被保険者の見込数の合計数で除して得た額とする。
- ・均等割額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。
- ・所得割率及び被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。
- ・被保険者の保険料額（賦課額）は、50万円を超えることができないものとする。
- ・被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の合算額が賦課限度額を上回る場合は、基礎控除後の総所得金額を減額することによって基礎控除後の総所得金額等を補正する。
- ・保険料の賦課期日は、4月1日とする。
- ・賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合の保険料の額の算定は、資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。
- ・賦課期日後に被保険者が資格を喪失した場合の保険料の額の算定は、資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。
- ・月割の際、100円未満の端数があるときは、切り捨てる。

○保険料の減額賦課

- ・低所得者（被保険者及びその属する世帯の世帯主につき算定した総所得金額等の合算額が次の基準に該当する世帯に属する被保険者）については、

被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。

- (ア) 基礎控除額（33万円）を超えない世帯 10分の7
 - (イ) [基礎控除額+24.5万円×当該世帯に属する被保険者の数（被保険者である当該世帯主を除く。）]を超えない世帯 10分の5
 - (ウ) [基礎控除額+35万円×当該世帯に属する被保険者の数]を超えない世帯 10分の2
- ・資格取得日の前日において、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額するものとし（上記の（ア）に該当しない場合に限る。）、所得割は課さない。

○保険料の額の通知

- ・保険料の額が定まったとき、又は、額に変更があったときは、速やかに被保険者へ通知しなければならない。

(2) 徴収猶予関係

○徴収猶予

- ・被保険者が次のいずれかに該当することにより、納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認める場合は、申請によりその納付することができないと認められる額を限度として、6箇月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。
 - (ア) 被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (イ) 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (ウ) 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (エ) 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
 - (オ) その他特別の事情があると認められること。

(3) 減免関係

○保険料の減免

- ・ 次のいずれかに該当する被保険者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。
 - (ア) 被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (イ) 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (ウ) 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (エ) 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
 - (オ) その他特別の事情があると認められること。
- ・ 減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収される者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、申請を行わなければならない。

(4) その他

○保険料に関する申告

- ・ 被保険者は、本人、その世帯に属するすべての被保険者及び世帯主の所得その他必要と認める事項を記載した申告書を提出しなければならない。
- ・ ただし、該当者の前年中の所得につき市町村民税の申告書が市町村長に提出されている場合等はこの限りではない。

○普通徴収の保険料賦課の特例（暫定賦課）

- ・ 普通徴収において、保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合、その確定する日までの間、被保険者について前年度の保険料の額を当該年度の納期の数で除して得た額（広域連合の長が必要と認める場合には、広域連合の長が定める額）を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。
- ・ 賦課額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。

- ・この場合、当該年度の保険料額が前年度の保険料額の2分の1に満たないと認められるときは、修正の申出をすることができる。

○保険料の納付

- ・保険料は、当該市町村に住所を有する被保険者に対して賦課した保険料の額を市町村が当該被保険者から徴収し、広域連合へ納付する。

○市町村が徴収すべき保険料の額

- ・賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う。
- ・賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもって行う。
- ・月割による保険料の額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。ただし、当該年度の最後の月の分を含む市町村における月割額は年間保険料額と当該年度の最後の月の分を含まない市町村の月割額との差額とする。

○延滞金の納付

- ・延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、広域連合へ納付する。

○市町村において行う事務

- ・法令に定めるものの他、次の事務について市町村が行う。
 - (ア) 保険料の額の通知書の引渡し
 - (イ) 保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
 - (ウ) 保険料の徴収猶予の申請に対する処分に係る通知書の引渡し
 - (エ) 保険料の減免に係る申請書の提出の受付
 - (オ) 保険料の減免の申請に対する処分に係る通知書の引渡し
 - (カ) 保険料に関する申告書の提出の受付
 - (キ) 所得調査に関する文書の発送
 - (ク) 所得調査に関する文書の提出の受付
 - (ケ) 普通徴収の暫定賦課保険料に関する修正の申出の受付
 - (コ) 普通徴収の暫定賦課保険料の修正の申出に係る通知書の引渡し
 - (サ) これらの事務に付随する事務

5 罰則

- 被保険者が法に定める資格の取得及び喪失に関する届出をしないとき又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し過料を科する。
- 保険料を滞納している被保険者が被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、過料を科する。
- 被保険者及びその世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく資格、給付及び保険料に関して必要があると認める文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は職員の質問に対して答弁せず若しくは虚偽の答弁をしたとき、過料を科する。
- 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他高齢者の医療の確保に関する法律第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。
- これらの過料の額は、情状により定める。

6 経過措置

- 平成20年度の普通徴収の保険料の賦課について、所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合の準用を定める。
- 保険料の減額賦課の基準となる所得について、当分の間、公的年金等控除を受けた者については総所得金額等から15万円を控除すること等の所要の特例措置を定める。

7 施行期日

- 施行期日は、平成20年4月1日とする。